号外第五号

令和六年

三月 日

金

曜

目 次

公安委員会

○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則………………………………

○猟銃用火薬類等の譲渡、 譲受け等の取扱いに関する規則の一部を改正する四

公安委員会

山梨県公安委員会規則第三号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和六年三月一日

山梨県公安委員会

委員長 髙 橋 英

尚

几

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県警察の組織等に関する規則 (昭和四十二年山梨県公安委員会規則第

号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び附則第三項」を「、附則第三項及び第五項」に改める。

一号の次に次の一号を加える。 第八条の五中第六号を第七号とし、 第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、

三 デジタル化施策の推進に関すること。

第八条の六第二項中「前条第六号」を「前条第七号」に改める。

第十一条各号を次のように改める。

地域警察に関すること。

交通機関(列車を除く。)への警乗に関すること。

雑踏警備に関すること。

警らに関すること。

警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。

通信指令業務の企画、 調査、指導、運用等に関すること。

○番通報その他の緊急通報の受理、指令、 手配等に関すること。

日 集約に関すること。 事件、 事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報

無線通話の統制に関すること。

鉄道警察に関すること。

鉄道施設における警ら、警戒警備及び警乗に関すること。

水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に 列車への警乗に関すること。

「前条第一号から第五号まで」に改める。 第十一条の二第二項中「第十一条第一号、 関すること。 第三号、 第四号、 第六号及び第七号」を

第十一条の三第二項中「第十一条第八号から第十一号まで」を「第十一条第六号か

ら第九号まで」に改める。

を「第十一条第十号から第十二号までに掲げる事務」に改める。 第十一条の四第二項中「鉄道施設における警ら、警戒警備及び警乗に関する事務」

め、同条第三号中「サイバー犯罪捜査」を「サイバー事案に係る犯罪の捜査の支援」 第十一条の九第二号中「サイバー犯罪対策」を「サイバー事案の防止対策」に改 第十一条の五第二項中「第十一条第五号」を「第十一条第十三号」に改める。

に改め、同条に次の一号を加える。

サイバー事案(サイバー攻撃を除く。)に係る犯罪の捜査に関すること。

第十三条の四各号を次のように改める。 暴力団対策に関すること。

国際捜査共助に関すること。

びに部内の他の所掌に属するものを除く。)。 犯罪組織の情報収集活動に関する指導及び管理に関すること(他の部及び室並

部内の他の所掌に属するものを除く。)。 組織犯罪に関する情報収集、分析及び管理に関すること (他の部及び室並びに

犯罪による収益の移転防止に関すること。

組織犯罪の取締りに関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)。

麻薬、覚醒剤、 大麻等薬物事犯の取締りに関すること。

拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること(他の課の所掌に属する

ものを除く。)。

国際犯罪の捜査及び外国人犯罪対策に関すること。

匿名・流動型犯罪グループの実態解明に関すること。

匿名・流動型犯罪グループの捜査に関すること。

県 公 報 号 外 第五号 令和六年三月一日

Щ

梨

テム運 2 サイバー推進官は、サイバーセキュリティ等についての指導、教養及び管理に関 第二十二条の三 部及び室にサイバー推進官を置き、 号の次に次の一号を加える。 第十二号から第十四号まで」に改める。 監督する」に改める。 ら第十一号まで」に改める。 一十二条の二の次に次の一条を加える。 第十六条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第 別表第一警務の部中 する事務をつかさどる。 れに相当する職員をもって充てる。 第二十二条の四を第二十二条の五とし、第二十二条の三を第二十二条の四とし、 第二十一条の三第二項中「掌理する」を「掌理し、その事務に従事する職員を指揮 二 自転車その他の小型モビリティ対策に関すること。 第十二条の六第二項中「第十三条の四第十号から第十二号まで」を「第十三条の四 第十三条の五第二項中「前条第二号から第四号まで及び第八号」を「前条第六号か (サイバー推進官) 術科 庶務 電話詐欺の捜査に関すること。 電話詐欺に関する捜査嘱託に関すること。 電話詐欺に関する情報収集、 を 情報システム運 に改め、同表情報管理の部中 に改め、同表教養の部術科の項中 用 情報システム運 分析及び犯行ツール対策に関すること。 警視の階級にある警察官又はこ に改め、同表サイバー犯罪対 情報システム運 術科第 術科第一 を 庶務 用情報シス を 捜査第 捜査第 捜査支 事案対 策セ キュ 策の部中 組織犯罪捜査室の款に次のように加える。 別表第一鑑識の部現場鑑識の項中 四繼犯罪対策第 査イバー犯罪捜 に改め、同表捜査第二の部広域知能犯の項を削り、 策がイバー犯罪対 デジタル化推進 十組織犯罪対策第 九組織犯罪対策第 サイバー犯罪対 査サイバ、 リティ対策サイバーセキュ 査第一 犯罪捜 一デジタル化推進 -犯罪捜 機動鑑識班 を | 接 | サイバー捜査支 サイバー捜査 サイバー企画 を 同表組織犯罪対策の部 現場鑑識 ー 策サ イ バ ー __ 二サ イ バ ー - 援サ イバー リティバ イバー サイバー

交通 自動 地域

Щ

梨

県

公

報 号

外

第五号

令和六年三月一日

改める。

Щ

第一号から第六号までを八号ずつ繰り下げ、同条に第一号から第八号までとして次の 中第十一号を第十六号とし、第八号から第十号までを削り、第七号を第十五号とし、 八号を加える。 第十一条の八(見出しを含む。)中「生活安全捜査課」を「保安課」に改め、同条

- 質屋及び古物営業の許可等に関すること。
- 警備業に関すること。
- 探偵業に関すること。

風俗営業等の許可等に関すること。

銃砲、クロスボウ及び刀剣類並びに火薬類の許可等に関すること。

関すること。 射撃場及び射撃指導員並びに猟銃等保管業者及びクロスボウ保管業者の指導に

核燃料物質等の運搬届出の指導等に関すること。

保安関係機関・団体との連絡調整に関すること。

第十一条の九を第十一条の十とし、第十一条の八の次に次の一条を加える。 (許認可管理室)

2 許認可管理室においては、前条第一号から第八号までに掲げる事務をつかさど 第十一条の九 保安課に許認可管理室を附置する。

サポートセンター」の下に「、許認可管理室」を加える。 第二十二条第一項及び第二十三条の二第一項中「、許認可管理室」を削り、 「少年

に、「一、〇八三人」を「一、〇六五人」に、「一、一八三人」を「一、一六五人」 第三十七条第二項中「六一二人」を「六三〇人」に、「八一七人」を「八三五人」

別表第一生活安全企画課の部許認可管理室の款を削り、同表少年・女性安全対策の

全を守る対策子供と女性の安 人身安全対策第 八身安全対策第 全子を守と 人身安 人身安 三人 身安

部中「少年・女性安全対策」を「人身安全・少年」に、

る対策 対策の安 全対策第 全対策第 全対策第

を 対策 子供·女性安全 人身安全第二 人身安全第一

人身安全第三 人身安全第三 対策 子供·女性安全 人身安全第二 人身安全第一

に改め、 同表生活安全捜査

の部を次のように改める。

少年事件

少年事件

理許室認可管						保安
	許認可管理	生活安全捜査第	生活安全捜査第	生活安全捜査第		企画・指導
許認可第二	許認可第一	三 生活安全捜査第	生活安全捜査第	生活安全捜査第	企画・指導	庶務

別表第二甲府警察署の部生活安全の項及び南甲府警察署の部生活安全の項中 保

安・生活経済 を 保安・サイバー に改める。

附

ら施行する。 この規則中第一条の規定は令和六年三月十五日から、第二条の規定は同年四月一日か

山梨県公安委員会規則第四号

Щ

梨

県公報

号外

第五号

令和六年三月一日

山梨
梨県公報号外
第五号
令和六年三月一日
二月一日
六